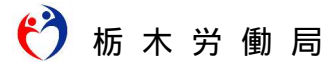


緊急対策「転倒災害防止90日作戦」実施要綱

～STOP! 転倒災害プロジェクト in 栃木　なくそう 転倒災害!～



1 趣旨

転倒による労働災害（以下「転倒災害」という。）は、第三次産業や製造業を始め全産業で多発しており、平成29年においては、7月末現在で190人と休業4日以上労働災害全体の22%を占め、事故の型の中で最も多く発生している。

特に、近年は高年齢労働者が増えている中、高年齢労働者ほど転倒災害のリスクが増加する傾向にあり、転倒災害のうち50歳以上の占める割合は3分の2と、労働災害全体に占める割合（45%）よりも高い。また、転倒災害では休業1か月以上が6割を超えており、労働災害全体における休業1か月以上の割合（55%）を上回る。

栃木労働局及び労働基準監督署では、転倒災害の撲滅に向け「STOP! 転倒災害プロジェクト」を実施しているが、転倒災害は、例年秋から冬の時期にかけて増加する傾向にあることから、ここで歯止めをかけるべく、同プロジェクトに基づき緊急の取組みを実施する。

2 期間

平成29年10月3日から12月31日までの90日間

3 主唱者

栃木労働局及び労働基準監督署

4 協賛者

- (1) 独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター
- (2) 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会
- (3) 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- (4) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部
- (5) 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

事業者及び各事業場

7 主唱者及び協賛者の主な実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 安全パトロール等を実施する。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援・協力を依頼する。

9 実施者の実施する事項

(1) 経営トップによる決意表明

経営トップは、転倒災害防止に向けた決意(人命尊重、安全第一等の基本理念)及び基本方針について、書面等により明らかにし職場に掲示する、又は労働者に配布する等により周知すること。

(2) 転倒災害の発生状況及び安全対策に係る実態把握

経営トップは、自らが率先して各職場を巡回の上、転倒災害の発生状況(ヒヤリ・ハットを含む)や安全対策の実態を把握すること。

なお、把握に当たっては、別添チェックリストに掲げる項目について、各事業場において作成している既存のチェックリスト又は別添チェックリストを活用し確認すること。

(3) 安全管理体制の確立

労働安全衛生法及び関係ガイドラインに基づき、事業場ごとに安全管理者または安全推進者等を配置し、その氏名を作業場所の見やすい個所に掲示する等により周知すること。また、安全管理者等が活動しやすいよう、必要な権限を与えた上で、能力向上にも配慮すること。

(4) 転倒災害防止に向けた自主的な安全活動の推進

ア 事業場内の通路や作業床等を重点に「4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動」の強化を図り、転倒の原因となる段差や障害物、水・油・粉類等の除去を徹底すること。

また、必要に応じ作業方法の見直しを図ること。

イ 通路や作業床等について安全に移動または作業ができるよう必要な照度を確保すること。

ウ 作業靴について、職場の実情に応じ十分な防滑性を備え、かつ足のサイズに合ったものの導入を推進すること。

エ 作業開始前に「KY(危険・予知)活動」を実施し、職場に潜む危険と重点とする安全対策について確認し合うこと。また、作業時には、一人ひとりが「指差し呼称」を実施することを促進し、足元を確認する、不用意な小走りやポケットに手を入れたまま歩くことをなくす等、安全意識の定着を図ること。

オ 職場巡視、KY活動、ヒヤリ・ハット事例等で把握した危険なポイントについて、ステッカーを貼る、危険マップを作成する等により、危険の「見える化」を図ること。

カ ストレッチ体操や転倒予防のための運動の導入促進を図ること。

(5) 安全教育等の充実

管理・監督者、職長、一般作業員、派遣労働者等の各職制及び従事業務内容等に応じた具体的な安全教育を計画的に実施することにより、全ての労働者が安全活動を理解し積極的に取り組むよう、安全意識の高揚を図ること。

特に高年齢労働者及び経験の浅い労働者に対し、安全教育の充実を図ること。